

重 点 事 项

1 社会福祉施設の整備について

(1) 平成17年度の社会福祉施設の整備

ア 三位一体改革に伴う社会福祉施設整備費の再編

平成17年度における社会福祉施設等の整備については、三位一体改革の政府・与党合意（平成16年11月26日）を踏まえ「社会福祉施設等施設整備費補助負担金」を「補助負担金」と「交付金」に再編することとし、

①「高齢者関連施設（一部の障害者関連施設（補装具製作施設、盲導犬訓練施設、点字図書館、聴覚障害者情報提供施設）を含む）」については「地域介護・福祉空間整備等交付金」

②「児童関連施設」については「次世代育成支援対策施設整備交付金」を創設したところである。

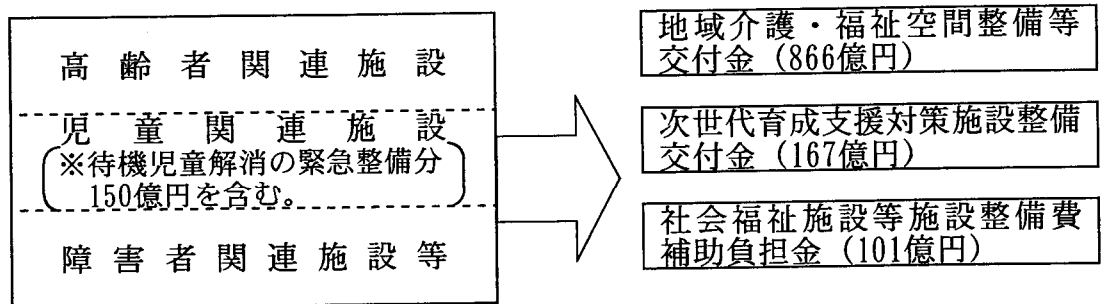
その他「障害者関連施設」、「生活保護法に基づく保護施設」、「隣保館」や「ホームレス自立支援センター」等については、従来どおり「社会福祉施設整備費補助負担金」により対応することとしている。

(参考：社会福祉施設整備費再編の概要)

○ 社会福祉施設等施設整備費補助負担金

平成16年度予算 (1,304億円)

平成17年度予算 (案)



(参考) ※印 (150億円) を除いた予算額の合計 → 1,154億円

(参考) 上記交付金及び補助負担金の合計 → 1,134億円

地域介護・福祉空間整備等交付金の概要

地域再生推進の観点から、全ての国民が住み慣れた地域で暮らし続けることができるような介護・福祉基盤を整備していくため、地方公共団体の自主性や裁量性を尊重した地域における面的整備を総合的に支援し、施設種別ごとの補助金を一本化する交付金を創設。

《参考》

「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」（「民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合施設の整備の促進に関する法律」を「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律（案）」により改正予定。）に基づき、市町村交付金及び都道府県交付金（「地域介護・福祉空間整備等交付金」）を交付。

次世代育成支援対策施設整備交付金の概要

国の基本政策である少子化対策を先導し、子育て支援サービスの基盤整備を地域の自主性・創意工夫を生かしながら支援するため、待機児童解消や児童養護施設などの小規模ケア化に資するような施設整備等を重点的に支援する交付金を創設。

《参考》

「次世代育成支援対策推進法」（「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律（案）」により改正予定。）に基づき、市町村交付金及び都道府県交付金（「次世代育成支援対策施設整備交付金」）を交付。

イ 交付金化に伴う取扱い

(ア) 沖縄等の特例措置法による取扱い

社会福祉施設整備費においては、沖縄や離島等における特殊事情に鑑み、当該地域の福祉の向上等を図るため、各関係法令に基づき国の負担、補助割合の嵩上げを行う等、特別の措置が講じられてきたところである。

これら特別措置についても三位一体改革の政府・与党合意において、「沖縄等特定地域において講じられている補助制度に係る特別措置については、その趣旨を踏まえ必要な措置を講ずる」こととされていること等を踏まえ、交付金化後も引き続き、当該特別措置が講じられるよう、現在、各関係法令について所要の改正を行う等、必要な手続きを行っているところである。

なお、これらの特例措置法等における取扱いについては、今後、関係部局より通知する予定であるので留意願いたい。

(イ) 災害復旧費の取扱い

天災等により被災した社会福祉施設の災害復旧については、「社会福祉施設等災害復旧費補助金」により、その復旧に要する工事費等の補助を行ってきたところであるが、従来どおり「社会福祉施設等災害復旧費補助金」で対応することとしているのでご承知おき願いたい。

(ウ) 継続事業の取扱い

平成16年度以前から平成17年度への継続事業分については、各交付金の予算の中で対応することとしているので留意願いたい。

なお、これら取扱いについては、今後、各部局より周知される予定であるのでご承知おき願いたい。

(エ) 老朽民間社会福祉施設の改築

社会福祉法人が設置する社会福祉施設の老朽化に伴う改築整備（民老）については、従来、社会・援護局（福祉基盤課）において取り扱ってきたところであるが、「社会福祉施設等施設整備費補助負担金」の再編に伴い、社会福祉施設整備費の対象施設については、各施設の所管部局（担当課）により取り扱うこととしたので了知願いたい。

なお、老朽化した施設の改築は防災対策等に非常に有効であることから、引き続き計画的な整備を推進されるよう配慮願いたい。

ウ 平成17年度予算額（案）

（ア）施設整備費

平成17年度の社会福祉施設整備費については、交付金対象施設以外の「障害者関連施設」や「保護施設」等の整備を対象とすることとし、これらの施設の整備の着実な推進を図るため101億円の予算額（案）を計上している。

（イ）設備整備費の廃止

社会福祉施設等設備整備費については、平成17年度よりこれを廃止することとしたので了知願いたい。

なお、措置費については、介護報酬、支援費の資金使途を考慮し、可能な限り使途制限の緩和を図ったところである。（10頁参照）

エ 国庫補助基準単価の改定

国庫補助基準単価については、公共事業コスト構造改革プログラムや建設単価の動向等を総合的に勘案し、公立文教施設並びにより△3.5%の単価改定を行うこととしている。（平成17年2月10日社援基発第0210001号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長、障害保健福祉部障害福祉課長通知参照）

公共事業コスト縮減は、社会福祉施設においても例外なく適用されることから、各地方公共団体はもちろんのこと、社会福祉法人等に対しても積極的な取り組みについて指導願いたい。

なお、平成16年度新規事業分のうち、平成17年度以降への継続事業については、平成17年度以降の各年度の基準単価を適用することとしているので、遺漏のないよう留意願いたい。

《公共事業コスト構造改革プログラムの概要》

1 考え方

公共工事の全てのプロセスをコストの観点から見直すものであり、広く国、地方公共団体等が行う公共事業全体を念頭に置いて策定するものであり、平成15年度から平成19年度までの5年間で、平成14年度と比較して15%の総合コスト縮減率を達成することを目標。

2 地方公共団体への協力要請

地方公共団体の積極的な取組みが不可欠と考えられることから、政府は、各地方公共団体に対し、政府プログラムを参考に積極的に公共事業コスト構造改革に取り組むよう要請。

3 具体的施策

(1) 事業の迅速化

①合議形成・協議・手続きの改善

- ・各事業の構想段階からの住民等の合意形成及び各種手続きの迅速化
- ・簡素化

②事業の重点化・集中化

- ・事業の重点化・集中化による社会資本の効率的整備の推進

③用地・補償の円滑化

- ・公共用地の適正かつ円滑な取得のため、地積調査の促進、土地収用法の積極的活用等

(2) 計画・設計から管理までの各段階における最適化

①計画・設計の見直し

- ・計画、設計に関する規格等の見直し、設計基準の弾力的な運用及び地域の実情にあった規格など現行の計画・設計の大胆な見直し

②汎用品の積極的仕様

- ・資機材、部品等の汎用品の使用を推進

③新技術の活用

- ・高品質、低コストを実現する新技術の開発と活用

④資源循環の促進

- ・循環型社会の構築と地球温暖化防止等に向けて、資源の循環利用による効率的整備を推進するため、現場発生材の再資源化、間伐材の積極的な活用

⑤管理の見直し

- ・低コストの維持管理を実現するため、地域住民等の参画の促進、IT等の新技術の活用等ハード、ソフト面からの管理の最適化

(3) 調達最適化

①入札・契約の見直し

- ・企業の技術力を適正に評価し、技術提案を重視する調達方式の導入
また、電子調達の推進、PFI等民間資金・能力を活用する社会資本整備・管理手法を導入し、推進する

②単価等の積算の見直し

- ・積算業務の省力化等を推進するとともに、新たな入札契約方式への対応等を図ることを目的とし、現行の積算手法等を見直す

4 その他

「公共事業コスト構造改革プログラム」は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」（平成15年6月27日閣議決定）に位置づけられているところ

オ 平成17年度整備方針等

平成17年度の整備方針については、「平成17年度社会福祉施設等施設整備費の国庫負担（補助）に係る協議等について」（平成17年2月10日社援発第0210013号社会・援護局長通知）により各都道府県市あて通知されたところであるが、その概要は以下のとおりであるので了知願いたい。

なお、本補助金については、平成16年度以前からの継続事業への対応も見込まれることから、新規事業の採択は極めて厳しい状況にある。

このため、限られた財源を効率的かつ有効に活用する見地から、整備計画及び事業内容等を十分精査した上で、真に必要な施設の整備に厳選されたい。

併せて、社会福祉施設の整備に当たっては、補助金の早期執行の観点から5月中には各都道府県市に対して内示を行うこととしているので、各都道府県市においても、内示後速やかな着工ができるよう事務手続きを進められたい。

また、例年、不十分な法人審査及び資金計画等や事業実施に当たっての諸調整が不十分等の課題等を積み残したまま国庫補助協議を行ったことから、内示が遅延した事例が見受けられるので、各都道府県市において十分な審査を行うとともに法人事業者への指導の徹底を図られたい。

《平成17年度整備方針》

- 1 障害者関連施設については、予定されている制度改正を踏まえた、真に必要なものについて整備を推進する。
- 2 施設の耐震化を促進する等、施設入所者等の安全性を確保する観点から、建設後の経過年数及び老朽度を重視した老朽施設の改築、大規模修繕等の整備を推進する。
- 3 以上のほか、原則として次のものを優先的に整備する。
 - ・ 既存の社会資源を有効に活用する観点から、公立学校の余裕教室等をデイサービスセンター等へ転用するもの。
 - ・ 施設利用者に対するサービス提供にとどまらず、広く地域に開かれた在宅福祉の推進拠点としての機能を果たすもの。

- ・ 土地の有効活用等を図るもの。
特に都市部における用地取得の困難性から施設の高層化を図るなど障害者等が利用する社会福祉施設を中心市街地等の利用しやすい場所に整備を図るものや、文教施設等の利用も含めて各種施設の合築、併設を行うもの。
- ・ 過疎、山村、離島等において、適切な入所者処遇と効率的な施設運営が確保できるもの。
- ・ 地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転改築整備を行うもの。
- ・ 入所者等の精神的なゆとりと安らぎのある生活環境づくりや資源循環型社会の構築に寄与していくため、施設の木造化、内装等への木材の利用や木製品の利用等その積極的な活用を行うもの。

(2) 社会福祉施設の木材利用の推進

社会福祉施設における木材利用の推進にあたっては、「社会福祉施設等における木材利用の推進について」（平成9年3月6日社援施第37号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）により、木材利用の積極的な活用についてお願いしてきたところであるが、木材を利用した施設の居住環境がもたらす心理的・情緒的な効果は極めて効果的であることから、施設構造としてはもちろんのこと、内装や家具などの備品についても積極的な活用が図られるよう、管内市町村及び社会福祉法人等に対して折に触れ周知願いたい。

(3) 公立学校の余裕教室の活用促進

既存の社会資源を有効に活用する観点から、公立学校の余裕教室等を社会福祉施設へ転用する場合に必要な改修工事等に要する経費については、国庫補助及び交付金の対象としているので、引き続きその活用の促進を図られたい。

(4) 社会福祉施設整備業務の再点検

平成9年3月31日に取りまとめた「施設整備事業等の再点検のための調査委員会報告書」で明らかにしたとおり、

ア 補助金交付対象施設の明確化

イ 各都道府県市が行う公共工事に準じた契約手続

ウ 一括下請負の禁止などを補助金の交付の条件とする建設工事の適正化 等の措置を講じ周知徹底を図っているところである。

各都道府県市におかれては、施設整備業務の更なる再点検、会議等での指導の徹底や未然防止策の検討など再発防止対策に万全を期されたい。

なお、これらの指導については、交付金対象施設についても同様であるので了願したい。

(5) シックハウス症候群対策

平成14年7月に建築基準法が改正され、平成15年7月以降竣工する全ての建築物について、

- ・ホルムアルデヒド発散建築材料の内装仕上げ材の使用面積の制限
- ・換気設備の設置の義務付け
- ・天井裏等の制限
- ・居室を有する建築物でのクロルピリホスを添加した建材の使用禁止

といったシックハウス症候群対策が行われている。

また、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令 第2条建築物環境衛生管理基準」において、「特定建築物(3,000㎡以上のビル等)」におけるホルムアルデヒドの量について空気一立方メートルにつき0.1ミリグラム以下に規制されているところである。

各都道府県市においては、社会福祉施設の整備に当たり十分な養生期間や乾燥期間を確保して、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン及びパラジクロロベンゼンが室内空气中化学物質の室内濃度指針値以下であることを確認の上引渡しを受けるよう引き続き指導願いたい。

揮発性有機化合物	室内濃度指針値
ホルムアルデヒド	100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.08 ppm)
トルエン	260 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.07 ppm)
キシレン	870 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.20 ppm)
パラジクロロベンゼン	240 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.04 ppm)

(注) 1 1000 $\mu\text{g}/\text{m}^3 = 1\text{mg}/\text{m}^3$ (重量濃度)
 2 () の数値は重量濃度を気中濃度へ換算したもので、その換算は25℃の場合である。ppmは百万分の1

《参照通知等》

- ・「室内空气中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法について」
 (平成12年6月30日生衛発第1093号厚生省生活衛生局長通知)

(6) 平成16年度補正予算

今年度は豪雨、台風、地震等の災害により、多くの社会福祉施設等が被災したこと等から、平成16年度補正予算(平成17年2月1日成立)において、社会福祉施設等の災害復旧のための所要額並びに入所者の安全確保のための防災対策の推進及び地域の重要な防災拠点としての社会福祉施設の耐震化の促進を図るための所要額を計上している。

本補正予算に係る整備事業については、2月18日付で内示を行ったところ(災害復旧除く。)であるが、交付申請及び交付決定等の手続については、年度内に処理することが必要であることから、迅速な対応を行うとともに、その事務手続きに遺漏のないよう留意願いたい。

なお、やむを得ず平成17年度への繰越を行う場合においては、その事由を十分に理解し、事務手続きに遺漏のないよう留意願いたい。

2 社会福祉施設の運営について

(1) 施設の役割と適正な運営管理の推進

ア 社会福祉施設は、利用者本位のサービスを提供するため、苦情処理の仕組みの整備及び第三者評価を積極的に活用し、自らのサービスの質、人材養成及び経営の効率化などについて継続的な改善に努めるとともに、地域福祉サービスの拠点としてその公共性、公益性を発揮することが求められている。

このため本来事業の適正な実施に加え、施設機能の地域への開放及び災害時の要援護者への支援などの公益的取組が推進されるよう各都道府県市においては、法人に対する適切な指導をお願いする。

また、事故防止対策について、利用者一人一人の特性を踏まえたより質の高いサービスの提供により、多くの事故が未然に回避されることが徹底され、施設全体の取組として危機管理が実施されるよう指導されたい。

イ 社会福祉施設の運営費の運用については、運営費の不正使用など不祥事により社会福祉施設に対する国民の信頼を損なうことがないよう施設運営担当課と指導監査担当課で連携を図り、適正な施設運営について引き続き指導願いたい。

(2) 措置費の弾力的な運用

措置費の弾力的な運用については、規制改革・民間開放推進3ヵ年計画（平成16年3月19日閣議決定）の指摘及び社会保障審議会福祉部会意見書（平成16年12月8日）などを踏まえ、社会福祉法人の自主的・自律的な経営を推進するため、第二段階の見直しの通知を1月28日に発出したところである。

第二段階の見直しは、施設整備等積立金の創設並びに前期末支払資金残高及び運用収入を同一法人が運営する社会福祉事業や事業規模が小さく社会福祉事業を推進するために社会福祉施設の運営と一体的に運営される公益的な事業へ充当することを認めたところである。（12頁参考図参照）

《措置費の弾力的な運用の見直しの概要（全体）》

I 見直しの趣旨

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成16年3月19日閣議決定)及び社会保障審議会福祉部会意見書(平成16年12月8日)を踏まえ、適正な法人運営及び施設運営が確保されていることを前提に可能な限り規制を緩和し、もって社会福祉法人の自主的・自律的な経営を推進する。

II 見直し内容

- 1 借入金の償還財源等の必要な資金を確保するための規制の緩和
 - (1) 福祉医療機構等の償還に充当できる範囲を民改費管理費加算分相当(2%)から民改費加算分相当(3~16%)に拡大
 - (2) 運用収入を施設経理区分で生じた運用収入に拡大
- 2 法人全体の経営の安定・充実のために資金使途範囲を拡大
 - (1) 施設整備等積立金を創設し、当該措置施設の施設・設備の整備・修繕、増改築に伴う土地取得、備品の購入等に対応
 - (2) 前期末支払資金残高及び運用収入の使途範囲を同一法人が運営する社会福祉事業及び事業規模の小さい公益的な事業等の運営に充当できることとした。
- 3 所轄庁の事前協議等を廃止し法人の判断によりニーズに適切に対応
 - (1) 積立金の積立限度額を廃止し、使途、使用計画を作成の上積立てできることとした。
 - (2) 前期末支払資金残高の取崩しについて、理事会の承認により取崩しができることとした。

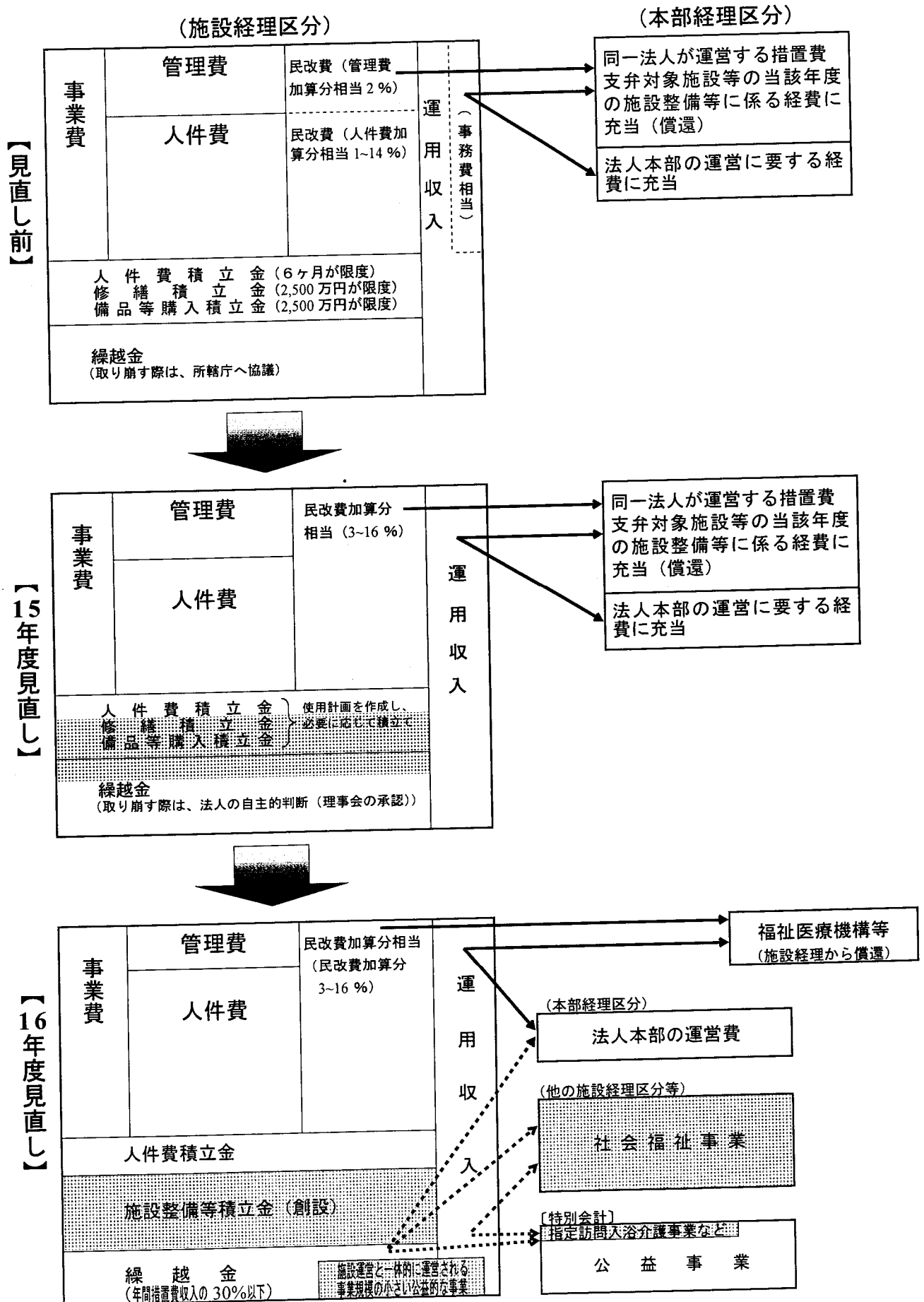
III 要件

- 1 適正な法人運営及び施設運営が確保されていること。
- 2 会計基準により作成された計算書類が公開されていること。
- 3 苦情解決の仕組の整備(第3類)・対応の公表又は第三者評価の受審・結果の公表が行われていること。

《参照通知等》

- ・ 「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」の一部改正について(平成17年1月28日付雇児発第0128001号、社援発第0128001号、老発0128001号)
- ・ 「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」の一部改正について(平成17年1月28日付雇児福発0128001号、社援基発第0128001号、障障発第0128001号、老計発第0128001号)

措置費の弾力的運用の見直し（全体）



(3) 社会福祉施設等の感染症の予防対策等

社会福祉施設等は高齢者や乳幼児等体力の弱い者が集団生活していることを十分認識の上、インフルエンザやレジオネラ症等の感染症に対する適切な予防対策を講じることが極めて重要であることから、下記の通知を参考に衛生主管部局とも連携しつつ、管内社会福祉施設等に対し適切な予防対策を図るよう指導の徹底をお願いします。

特に感染性胃腸炎については、「高齢者施設における感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の徹底について」（1月10日付老健局計画課長通知）等により、社会福祉施設等における感染性胃腸炎の発生防止のための措置や発生時の市町村保健福祉部局や保健所への連絡等の対応についてお願いしたところであるので留意願いたい。

さらに、「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」（平成17年2月22日付健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）により、感染症等の発生時に係る施設長への報告体制の整備、医師及び看護職員の対応・地域の医療機関等との連携及び施設長が市町村等や保健所に報告すべき場合などについて通知したところであり、社会福祉施設等に対し迅速かつ適切な対応が図られるよう指導願いたい。

厚生労働省としては、今後、「高齢者介護施設における感染管理の在り方に関する研究」（平成16年度厚生労働科学特別研究事業）において、すべての特別養護老人ホームを対象として、施設における感染症対策の実態についての調査を行った上で本年度内を目途として感染症対策マニュアルを作成することとしている。

《参照通知等》

- ・「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（平成16年10月28日事務連絡）
別添「インフルエンザ施設内感染予防の手引き（平成16年度版）」等
- ・「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」（平成15年7月25日社援基発第725001号）
別添「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」
- ・「社会福祉施設等における衛生管理について」（平成15年12月12日社援基第1212001号）
別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」
- ・「高齢者施設における感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の徹底について」（平成17年1月10日老発0110001号）
- ・ノロウイルスに関するQ&A（参考資料124頁参照）
- ・「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」（平成17年2月22日健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）

また、社会福祉施設等の利用にあたり、ウイルス肝炎患者・感染者に対する利用制限、偏見や差別を防ぐ観点から、衛生主管部局と連携し社会福祉施設等に対する正しい知識の普及啓発を行い、利用者等に対する人権上の配慮が適切に行われるよう指導されたい。

《参照通知等》

- 「当面のウイルス肝炎対策に係る体制の充実・整備等について」

(平成13年4月24日健康局総務課長、疾病対策課長、結核感染症課長連名通知)、C型肝炎について(一般的なQ&A)(平成15年8月)